

西宮市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第19号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）及び西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(指定地域密着型サービス基準条例及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例の趣旨及び内容)

第2条 指定地域密着型サービス基準条例及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例の趣旨及び内容については、次条から第9条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号通知）に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(オペレーターの任用要件)

第3条 指定地域密着型サービス基準条例第6条第2項及び第47条第2項の市長が定める者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年厚生労働省告示第113号。以下「平成24年第113号告示」という。）第1号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

(特に業務に従事した経験が必要な者)

第3条の2 指定地域密着型サービス基準条例第6条第2項及び第47条第2項の市長が定める特に業務に従事した経験が必要な者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項及び第6条第2項の規定する厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者（平成30年厚生労働省告示第79号）に規定する厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者とする。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者等が修了すべき研修)

第4条 指定地域密着型サービス基準条例第62条第2項、第83条第3項、第111条第3項及び第193条第2項の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第2号に、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第2項、第45条第3項及び第72条第3項の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第6号に規定する厚生労働大臣が定める研修とする。

働大臣が定める研修とする。

- 2 指定地域密着型サービス基準条例第82条第11項及び第192条第9項の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第3号に、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第11項の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第7号に規定する厚生労働大臣が定める研修とする。
- 3 指定地域密着型サービス基準条例第84条、第112条及び第194条の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第4号に、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条及び第73条の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第8号に規定する厚生労働大臣が定める研修とする。
- 4 指定地域密着型サービス基準条例第110条第6項の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第5号に、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第6項の市長が定める研修は、平成24年第113号告示第9号に規定する厚生労働大臣が定める研修とする。
- 5 第1項から第4項の研修の具体的な内容については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号通知。）のとおりとする。

（食事等の提供に係る費用）

第5条 指定地域密着型サービス基準条例第59条の7第4項、第90条第4項、第157条第4項及び第182条第4項並びに指定地域密着型介護予防サービス基準条例第22条第4項及び第52条第4項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の定めるところによるものとする。

（利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る費用の基準）

第6条 指定地域密着型サービス基準条例第157条第3項第3号及び第4号並びに第182条第3項第3号及び第4号の市長の定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとする。

（感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順）

第7条 指定地域密着型サービス基準条例第172条第2項第4号の市長が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省令告示第268

号) のとおりとする。

(介護・医療連携推進会議の構成員)

第8条 指定地域密着型サービス基準条例第39条第1項第4号の市長が定める者は、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター以外の地域包括支援センターの職員及び西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱第3条第4号に規定する権利擁護支援者（以下「権利擁護支援者」とする。）とする。

(運営推進会議の構成員)

第9条 指定地域密着型サービス基準条例第59条の17第1項第3号及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第39条第1項第3号の市長が定める者は、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター以外の地域包括支援センターの職員及び権利擁護支援者とする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。